

MISTECT サービスモニターキャンペーン募集要項

インターピア株式会社（以下、「当社」という。）は、当社の「MISTECT サービス」事業促進の為、以下の募集要項に則り、「MISTECT サービスモニターキャンペーン」（以下、「本キャンペーン」という。）に参加して下さる店舗様、施設様（以下、「モニター」という。）を募集させていただきます。

《募集要項》

（モニターレンタル期間）

本キャンペーンのモニターレンタル期間は、2021年11月1日より2021年11月30日迄とさせていただきます。

但し、モニターがモニターレンタル期間終了後「MISTECT サービス」の継続利用をご希望になる場合、「MISTECT サービス」の購入あるいはレンタル利用のいずれかの正式申込を行うことにより継続してご利用になることが可能です。

（キャンペーン申込資格）

本キャンペーンのご利用を希望されるモニターは下記募集条件に、同意の上、本キャンペーンにお申込みください。尚、お申込多数の場合、お申込まいただいた施設様より、当社基準にてモニターを選出させていただきます。当社は、申込者に対しモニターへの当選・非当選の理由を開示する義務を負いません。予めご了承ください。

- (1) 「MISTECT サービス」ご利用時の写真を撮影し、当社にご提供いただくこと。
- (2) 本キャンペーン導入事例として、前号の写真および、「MISTECT サービス」ご利用拠点の情報について当社ホームページ等の Web サイトへの事例掲載することを同意頂けること。
- (3) 当社所定の「MISTECT サービス」アンケートにご回答いただくこと。
- (4) その他、「MISTECT サービス」について当社所定の運用ルールを遵守出来ること。

（遵守事項）

・レンタル機材の保管・管理・使用上守るべき義務

- (1) モニターは、以下の項目を厳守の上、レンタル機材および「MISTECT ウォーター」等の付属品を善良な管理者の注意をもって保管・管理・利用するものとします。レンタル機材の盗難、滅失等によりモニターがその占有を失ったとき、または、レンタル機材の修理が不可能と当社が判断したときは、レンタル機材購入代金を賠償していただきますので、ご了承ください。
- (2) 取扱説明書等の記載事項および当社の指示事項を遵守し、レンタル機材を本来の使用目的以外に使用しないでください。
- (3) レンタル機材で使用する薬剤は、当社が提供する「MISTECT ウォーター」以外のものを使用しないでください。故障の原因となります。
- (4) レンタル機材の使用用途および設置場所の変更を行う場合は、事前に当社に相談をお願い致します。

但し、モニターの同一法人および、その関係会社の各拠点 並びに、当社が事前に承諾した範囲内に限り、モニターの責にてレンタル機材の設置場所を変更し使用することができます。

- (5) レンタル機材の改造、登録番号等標識の除去、変更、隠蔽、その他レンタル機材の構造に変更をきたすような加工は禁止致します。
- (6) 当社の許諾なしでレンタル機材のレンタル権の譲渡、転貸、担保設定、その他当社の所有権の侵害またはその恐れのある行為については禁止致します。
- (7) レンタル機材に不具合が生じた場合、直ちに当社に連絡し、当社は当社所定の営業時間内に限り対応させていただきます。営業時間後のご連絡につきましては翌営業日の対応と致します。
- (8) モニターによる本要項違反ならびにモニターの責に帰すべき事故、破損等により、レンタル

機材の修理が必要になった場合、及びレンタル機材の使用、設置、保管に起因して第三者に損害を与えた時等、速やかに当社に報告するものとします。

- (9) モニターレンタル期間中、当社およびその代理人は、レンタル機材の確認、点検、整備を行えるものとし、モニターはレンタル機材の確認、点検、整備に協力するものとします。

・レンタル機材の確認及び返還

- (1) モニターはレンタル機材を受領した際に、その商品と貸出書に定める商品が合致していることを、ご確認ください。尚、レンタル機材のお引渡しに係る費用につきましては、モニターのご負担とさせていただきます。
- (2) モニターはレンタル機材の引渡しを受けた後、5日以内にレンタル機材の性能の欠陥について当社へのご連絡がなかった場合、レンタル機材は通常の性能を整えた状態でモニターにお届けできたものとさせていただきます。
- (3) モニターレンタル期間終了後、モニターは1週間以内に、当社宛てに、レンタル機材を返還していただきます。返還に係る費用につきましては、モニターのご負担とさせていただきます。また、モニターレンタル期間終了日から1週間以内にレンタル機材をご返還いただけなかった場合、1ヶ月30,000円（税別）として換算したご返還完了までの当該遅延期間分のレンタル料をご負担いただきます。

・反社会的勢力の排除

当社およびモニターは、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約致します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本キャンペーンに申込するものでないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(保証責任等)

当社はレンタル機材の正常な稼働、もしくは正常な性能の具備のみを担保し、モニターの使用目的への適合性、効果および、本来の使用目的外についての故障に関する保証責任を負いません。なお、本来の使用目的以外の使用によって生じた事故の損害（第三者に与えた損害を含む）について、当社は一切の責任を負いません。

(トラブルへの対応)

モニターが「MISTECT サービス」を利用するにあたり、モニターが第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求を受け、紛争が生じた場合、レンタル機材の瑕疵または当社の責に帰すべき事由による場合を除き、モニターは、モニターの費用と責任において当該紛争を解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当該紛争に関して、当社が第三者から責任を追及された場合、当社は、当該第三者との紛争を解決するために要した弁護士費用等一切の費用をモニターに請求することができるものとします。

以上の募集要項に同意の上、「MISTECT サービスモニターキャンペーン」に応募をお願い致します。

以上